

# 一般競争入札公告

令和4年8月1日

次のとおり一般競争入札を実施する。

宮崎県済生会日向病院  
院長 林 克裕

## 記

### 1. 契約者

社会福祉法人恩賜財団 宮崎県済生会日向病院 院長 林 克裕

### 2. 入札に付する事項

#### (1) 入札対象契約

オートレフケラト/トノ/パキメーター 一式 納入

#### (2) 入札対象契約の仕様

別紙「仕様書」の通り

#### (3) 業務・商品提供場所

〒889-0692

宮崎県東臼杵郡門川町南町4丁目128番地

社会福祉法人<sup>恩賜</sup><sub>財団</sub>済生会日向病院 内

#### (4) 納入期限

令和4年12月末日

納入日については当院と落札者との協議の上決定する。

#### (5) その他

入札日には落札予定者を決定するものとする。

### 3. 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる事項のすべてに該当するものが、この入札に参加することができる。

(1) 当該契約を誠実に締結する能力を有する者。

(2) 令和4年8月1日現在、済生会の存在する40都道府県の中に、入札資格登録を有している者。かつ、指名停止等の措置を受けていないこと。

(3) 設置機器の故障時等に30分以内に対応できる体制を有し、迅速なアフターサービスの体制が整備されていることを証明した者。

(4) 暴力団関係事業者等であることにより、競争入札への参加を除外されていないこと。

- (5) 次の各号の一に該当する事実があった後、2年以上経過している者。(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ。)
- ①契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ②公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
  - ③交渉権者が契約を結ぶこと又は履行することを妨げた者
  - ④監督又は検査の実施に当たり職員及び職員が委託した者の職務の執行を妨げた者
  - ⑤正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - ⑥契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
  - ⑦前各号に類する行為を行った者
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定された者でないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続開始の申立をなし又は申立がなされている者でないこと。民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立をなし又は申立がなされている者でないこと。破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立をなし若しくは申立がなされている者でないこと、又は旧破産法(大正11年法律第71号)に基づき破産の申立をなし若しくは申立がなされている者でないこと。
- (8) 過去3年以内に、宮崎県済生会日向病院との取引実績があること。但し、実績がなくとも病院側が承認した場合は可とする。

#### 4. 入札手続き等

##### (1) 担当部門(問合せ先)

〒889-0692

宮崎県東臼杵郡門川町南町4丁目128番地

社会福祉法人<sup>恩賜</sup>財団 済生会支部 宮崎県済生会日向病院

TEL : 0982-57-4270 FAX 0982-63-4370

担当者 : 総務課 富山 恵美子

E-mail [youdo@hyuga.saiseikai.or.jp](mailto:youdo@hyuga.saiseikai.or.jp)

※入札参加希望企業は、**8月15日(月)**までに担当者へ連絡を入れる事。

(2) 落札予定者は、最低価格方式をもって決定する。

(3) 入札者は、労務費のほか、資材費、保険料、関税等の納入に要する一切の諸経費

を含め、契約金額を見積もるものとする。

- (4) 入札書は、様式1により作成し、様式2の封書に入れ、本人または様式3による委任状の交付を受けた代理人が持参するものとし、郵送または電送によるものは受付しない。
- (5) 入札額は、消費税抜きの納品工事完了額を入札書に記載すること。
- (6) 入札書のほかに、内容（見積内訳書）、入札機器のカタログ、入札機器を納入することができることを証する書類（代理店証明等）を添付すること。
- (7) 入札者は、その提出した入札書の差し替え、変更または取り消しをすることはできない。
- (8) 入札に参加しない、または該当しない場合には、入札書・入札金額欄にその旨を記載し期日までに提出すること。この場合は郵送でも可。但し、提出する際は封書に封印をして提出すること。

## 5. 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

- ①入札について不正の行為があった場合。
- ②入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合、または、記名捺印が無い場合。
- ③指定の入札日時までに到達しない場合。
- ④入札書を2通以上提出した場合。
- ⑤他の入札者の代理を兼ね、又は、2人以上の代理をした場合。
- ⑥代理人が委任状を持参しない場合。

## 6. 入札の日時及び場所

### (1) 入札日時

令和4年8月17日（水曜日）16時00分

### (2) 入札場所

〒889-0692

宮崎県東臼杵郡門川町南町4丁目128番地

社会福祉法人<sup>恩賜</sup>財団 済生会日向病院 外来棟2階会議室1

### (3) 落札予定者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札予定者とする。ただし、入札の回数は2回とし、2回の入札によっても落札予定者がいない場合は、最低の価格をもって入札した者と予定価格の制限範

圏内での随意契約に移行する。

(4) 契約

落札者と当院の直接契約となる。

尚、入札内容について精査が必要なため、開札時に落札予定者を決めるが、その後、本落札者決定に数日かかる事がある。

内容に不備もしくは相違が発覚した場合、次点が落札予定者となる。

(5) その他

①入札保証金及び契約保証金は免除

②入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した者は、無効とする。

③落札者は、仕様内容に関してオプション品を含めて当院と協議の上、柔軟に対応し納品すること。

# 入 札 書

(第〇回)

総額(税抜)で記入ください

入 札 金 額 (見積金額) 税抜	一金	円
----------------------	----	---

もしくは 辞退します

入札物件名 : \_\_\_\_\_

契 約 場 所 : 社会福祉法人 <sup>恩賜</sup>財団 济生会支部 宮崎県济生会日向病院

上記の通り入札致します。

社会福祉法人 <sup>恩賜</sup>財団 济生会日向病院

院長 林 克裕 殿

- ・日付は入札日を記入ください
- ・住所～は社判でも可
- ・氏名は代表者名かつ印鑑は代表者印
- ・代理人氏名の印鑑は代理人本人の認印

令和 年 月 日

住 所

名称等

氏 名

印

入札者が代理人の場合 (代理人氏名

印)

入 札 書

(第 回)

入 札 金 額 (見積金額) 税抜	一金	円
----------------------	----	---

入札物件名 : \_\_\_\_\_

契 約 場 所 : 社会福祉法人<sup>恩賜</sup>財団 済生会支部 宮崎県済生会日向病院

上記の通り入札致します。

社会福祉法人<sup>恩賜</sup>財団 済生会日向病院

院長 林 克裕 殿

令和 年 月 日

住 所

事業所名

氏 名

印

入札者が代理人の場合 (代理人氏名

印)

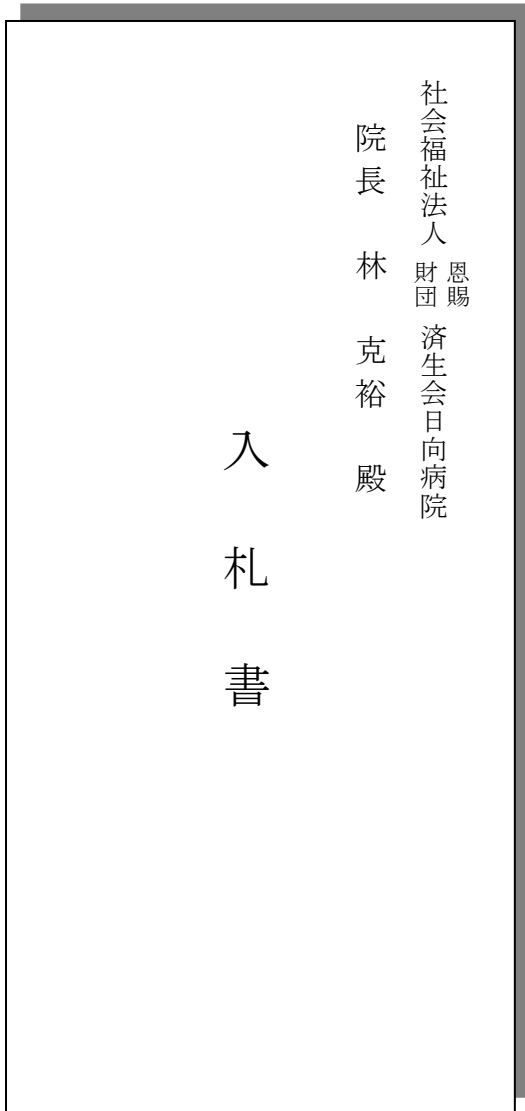
【様式2】

## 入札書用封筒

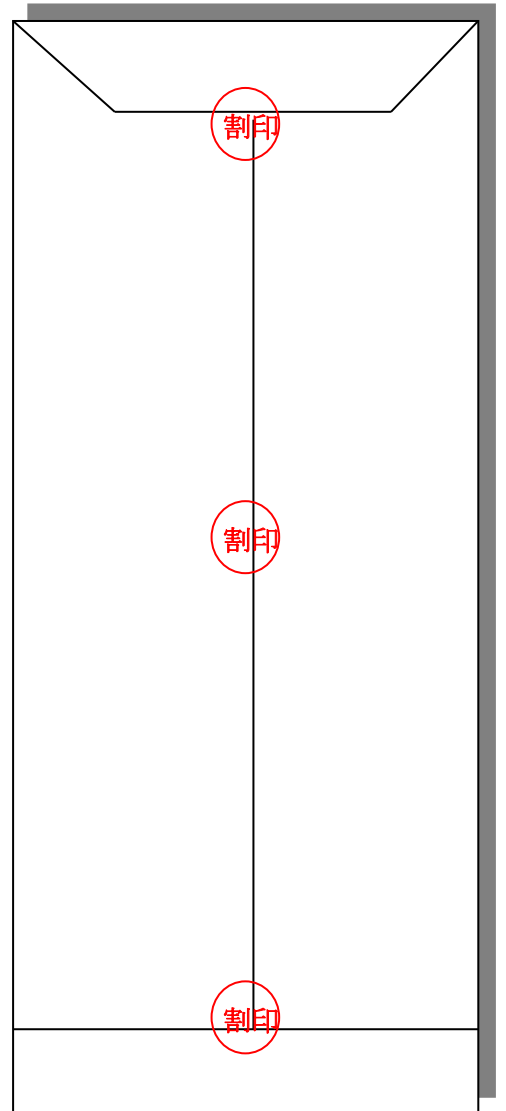
入札書は以下の見本を参考にした封筒に入れ、必ず糊付け封印して提出すること。

(見本)

表



裏



※社名等の印刷された封筒を使用すること。

# 委任状

社会福祉法人 <sup>恩賜</sup> 財団 済生会日向病院

院長 林 克裕 殿

私は、 \_\_\_\_\_ を代理人と定め、下記権限を委任します。

受任者使用印鑑	
---------	--

代理人の印鑑  
(みとめ印)

## 記

1. 社会福祉法人 <sup>恩賜</sup> 財団 済生会日向病院の \_\_\_\_\_ の入札に関する一切の件

以上

令和 年 月 日

- ・日付は入札日をご記入ください
- ・住所～は社判でも可
- ・氏名は代表者名かつ印鑑は代表者印

住 所

名称等

氏 名

印



## 委任状

社会福祉法人 恩賜  
財団 済生会日向病院

院長 林 克裕 殿

私は、\_\_\_\_\_を代理人と定め、下記権限を委任します。

受任者使用印鑑	
---------	--

記

1. 社会福祉法人 恩賜  
財団 済生会日向病院の \_\_\_\_\_一式の入札に関する一切の件

以上

令和 年 月 日

住 所

名称等

氏 名

印

オートレフケラト／トノ／パキメータ 一式

仕 様 書

令和4年8月

宮崎県済生会日向病院

## I. 仕様書概要説明

### 1. 調達背景及び目的

当院所有の眼圧計は購入日より 10 年以上経過した機器となっている。機器の不良があり修理不能で部品供給もできないため更新を実施し、眼科診療を円滑に進める事を目的とする。

### 2. 調達物品及び構成内訳

オートレフケラト/トノ/パキメータ 一式

(設置機器内訳)

1. 本体
2. 電動光学台
3. プリンター

以上、搬入、据付、配線、調整を含む。

(詳細については、「性能・機能以外の要件」に示す。)

### 3. 納入場所

〒889-0692

宮崎県東臼杵郡門川町南町4丁目128番地

社会福祉法人<sup>恩賜</sup>財団<sub>財団</sub>済生会日向病院内

### 4. 技術的要件の概要

- (1) 本調達物品に係る性能・機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、別紙に示すとおりである。
- (2) 技術的要件は、すべて必須の要求要件である。
- (3) 技術的要件は、要求設備が必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、本院機種選定委員会において、入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

### 5. その他

- (1) 提案に際しては、提案物品が本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的にわかり易く、図面・機器仕様書、物性資料等を添付して説明すること。従って、審査するにあたって提案の根拠が不明確、説明が不十分で技術審査に重大な支障があると判断される場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。
- (2) 提出された内容等について、問い合わせやヒアリングを行う場合がある。
- (3) 物品の搬入、据付、配線、調整等に要する全ての費用は、受注者の負担とすること。

## II. 調達物品に備える技術的要件

### 1. オートレフケラト/トノ/パキメータについては以下の要件を満たすこと。

#### 1-1 他覚屈折度測定 (AR 測定)

- ・ 球面屈折度(S)  
測定範囲：-30.00D～+25.00D(VD=12mm)、(0.01D/0.12D/0.25D ステップ)
- ・ 円柱屈折度(C)  
測定範囲：0.00D～±12.00D (VD=12mm)、(0.01D/0.12D/0.25D ステップ)
- ・ 乱視軸角度(A)  
測定範囲：0° ～180° (1° /5° ステップ)
- ・ 測定可能最小瞳孔径：φ2mm
- ・ 角膜頂点距離：0mm/10.5mm/12mm/13.75mm/15mm/16.5mm
- ・ 調節除去：オートフオグ

#### 1-2 角膜曲率半径測定 (KM 測定)

- ・ 角膜曲率半径 (R1、R2、AVE)  
測定範囲：5.00mm～13.00mm、(0.01mm ステップ)
- ・ 角膜屈折力 (R1、R2、AVE)  
測定範囲：25.96D～67.50D (n=1.3375)、(0.01D/0.12D/0.25D ステップ)  
角膜屈折率：n = 1.3375/1.336/1.332/1.3315
- ・ 角膜乱視量 (CYL)  
測定範囲：0D～±12.00D、(0.01D/0.12D/0.25D ステップ)
- ・ 角膜乱視軸角度 (AXIS)  
測定範囲：0° ～180° 、(1° /5° ステップ)
- ・ KM測定領域：角膜上φ3.3mm (角膜曲率半径 7.7mm の時)  
：角膜上φ2.4mm (角膜曲率半径 7.8mm の時)
- ・ KKI 算出範囲：0～1 (表示単位：0.001)  
カットオフ値：0.461 (カットオフ値より高い場合は「H」を表示)

#### 1-3 眼圧測定 (NT 測定)

- 測定範囲：1mmHg～60mmHg、(1mmHg ステップ)
- レンジ切り替え：APC40、APC60、40、60、 (APC：自動吐出圧制御[Automatic Puff Control])
- 作動距離：11mm

#### 1-4 角膜厚測定 (PACHY 測定)

- 測定範囲：300μm～800μm、(1μm ステップ)
- 測定精度：±10μm

#### 1-5 瞳孔間距離測定 (PD 測定)

- 測定範囲：30mm～85mm、(1mm ステップ)

#### 1-6 角膜径測定 (CS 測定)

- 測定範囲：10.0mm～14.0mm、(0.1mm ステップ)

#### 1-7 瞳孔径測定 (PS 測定)

- 測定範囲：1.0mm～10.0mm、(0.1mm ステップ)

#### 1-8 調節力測定 (ACC 測定)

- 測定範囲：0D～10.0D、(0.01D/0.12D/0.25D ステップ)

#### 1-9 視標

- 風景チャート (他覚屈折力測定、角膜曲率半径測定)
- 固視灯：緑色 [点滅、非点滅の選択可能] (眼圧測定)

#### 1-10 3D オートトラッキング&オート測定

- XYオートトラッキング + Zオートフォーカス
- 作動範囲 上下方向：±15mm
- 左右方向：±5mm
- 前後方向 (フォーカス方向)：±5mm

1-11 測定窓の汚れを自動検知し、表示又はプリントアウトで知らせることができること。

2. 電動光学台については以下の要件を満たすこと。

2-1 車いす対応であること。

2-2 1のオートレフケラト/トノ/パキメータに合うサイズであること。

2-3 外形寸法 650 (W) × 500 (D) mm 以下であること。

2-4 テーブル上下動 (ストローク) が 25mm 以上であること。

2-5 被検者の手やひざがテーブルに挟み込まれることを防止する安全機能が装備されていること。

2-6 1のオートレフケラト/トノ/パキメータ以外の電子機器の接続が可能なコンセントが2個以上あること。また、コードの収納が可能なカバーが付属されていること。

3. プリンターについては以下の要件を満たすこと。

3-1 オートカッター付きプリンターであること。

### Ⅲ. 性能・機能以外の要件

1. 設置条件等

1-1 配送費、組立設置費、試運転調整費、廃棄処分費込みとする。

1-2 本院が用意した一次設備以外に必要な電源設備がある場合は、供給者において用意すること。なおこれに要する費用は本調達に含まれる。

1-3 装置は未使用の新品であること。

1-4 装置の設置調整にあたっては、当院スタッフとの協議の上、その指示によること。また、搬入の際には納入業者が立会うこととし、施設に損傷を与えないよう注意を払うように努め、必要がある場合、搬入経路に養生等を施すこと。(万が一、当院の建物及び設備等に損傷を与えた場合、納入業者の責任において現状復旧すること。)

2. 保守体制等

2-1 納入検査確認後1年間は、通常の使用により故障した場合の無償修理に応じること。

2-2 障害時において、復旧のための通報を受けてから24時間以内に現場で対応できる体制であること。

3. その他

3-1 操作マニュアルは、日本語版を当院が必要とする部数提供すること。

3-2 取扱説明に関する教育訓練は、当院が指定する日時・場所で行うこと。また、納入後1年間は、必要に応じ、電話・現場立会いにより教育訓練を実施することとし、その経費については無償とすること。

3-3 落札業者は、仕様内容に関してオプション品を含めて、当院と協議のうえ納品を行うこと。